

犬や猫が飼えなくなった

犬や猫が飼えなくなった場合には、適正に飼える人を全力でさがすよう努めてください。どうしても新たな飼い主が見つけれなかったときは、京築保健福祉環境事務所（TEL 0930 - 23 - 2245）が、飼えなくなった犬や猫の持ち込みを有料で受け付けています。なお、引き取られた犬や猫は処分されます。引き取ってもらう前にもう一度よく考えましょう。

犬・猫を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁止されています（50万以下の罰金）。野生化して近隣の迷惑にもなりますので、絶対に捨てないでください。